平成２２年（フ）第６０号
秋田市将軍野桂町２番16号
債務者　進藤　　満
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１号
秋田市楢山南中町５番６―16号　ドエル楢山Ａ―102
債務者　石川　千夏
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５号
秋田県潟上市天王字棒沼台289番地４　グリーンハイツ天王Ａ棟15号
債務者　佐藤　美華
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１号
千葉県野田市岩名2023番地の66　柳田コーポ202
債務者　西野加代子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５６号
千葉県松戸市三矢小台５丁目14番地プランドール202号
債務者　濱瀧　好美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５７号
千葉県柏市大室1265番地１　ル・アール柏101号
債務者　吉田　智江
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７号
千葉県我孫子市緑２丁目７番３号―203号
債務者　小室　　茂
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３号
千葉県松戸市松戸新田500番地の８松戸グリーンハイツ315号
債務者　大津　誠市
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０７号
千葉県松戸市高塚新田123番地の２高塚団地２街区13棟402号室
債務者　高橋　郁子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２２号
千葉県柏市酒井根４丁目２番12号セジュールオグラⅡ―103号
債務者　横山　一美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８号
兵庫県明石市魚住町鴨池５―１―107
債務者　伊藤　賢吾
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
神戸市西区伊川谷町有瀬1516　サンハイツ生田Ａ―107
債務者　溝手　利佳
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
兵庫県明石市西明石北町２丁目１―６第５三陽マンション303号
債務者　福田　愛貴
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
神戸市西区学園西町７丁目３―725―504
債務者　松室　　均
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１―２公団住宅24棟403号
債務者　髙谷　吉晴
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
神戸市西区伊川谷町潤和1337―210、旧住所兵庫県明石市魚住町西岡2343
債務者　野津　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
神戸市西区伊川谷町潤和1337―210、旧住所兵庫県明石市立石２丁目３―32
債務者　鳥居久美子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係